

広島修道大学情報演習室使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学(以下「本学」という。)6号館3階及び4階に設置する情報演習室の使用に関して必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 情報演習室は、次表のとおり使用するものとする。

6301～6305 教室	授業、課外講座その他情報センター長(以下、「センター長」という。)が認めたもの(以下、「授業等」という。)
6401～6408 教室	
自由演習室(フリーラボ)	パソコンを利用した自習

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認める場合は、授業等で使用する教室において、授業等が行われていない時限に限り、パソコンを利用した自習を許可することがある。

(使用者の範囲)

第3条 情報演習室の使用者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) センター長が許可する者

(休室日)

第4条 情報演習室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 開学記念日(11月4日)
- (5) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (6) その他、センター長が必要と認める日又は期間

2 前項第4号の休日が、他の休日に当たるときは、その翌日を休室日とする。

3 センター長が必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、休室日を開室日とすることがある。

2 前項第4号の休日が、他の休日に当たるときは、その翌日を休室日とする。

3 センター長が必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、休室日を開室日とすることがある。

(使用時間)

第5条 情報演習室の使用時間は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認める場合は、使用時間を変更することがある。

(授業期間) 午前9時から午後8時20分まで。

(夏季・冬季及び春季休日期間) 午前9時から午後4時20分まで。

2 前条第3項の定めにより開室日とした日の使用時間はセンター長が別に定める。

(遵守事項)

第6条 情報演習室を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条に定める目的以外で使用しないこと。
- (2) 他の使用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (3) 情報演習室内での飲食をしないこと。
- (4) 情報演習室の設備及び備品は、本来の用法に従い注意して取り扱うこと。
- (5) 情報演習室内で安全を損なう行為を行わないこと。
- (6) その他、情報演習室の使用に関しては係員の指示に従うこと。

(賠償)

第7条 使用者が、故意又は重大な過失によって、情報演習室の設備又は備品を滅失、汚損又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他使用上の注意等)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報演習室の使用手続き、使用条件、使用上の注意等は、必要に応じて、別に定める。

(事務担当)

第9条 この規程に関する事務は、情報システム課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2017年3月1日に制定し、2017年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2017年12月6日に第4条及び第5条を改正し、2018年4月1日から施行する。